

地域計画

策定年月日	令和7年3月12日
更新年月日	()
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	三春町 07521
地域名 (地域内農業集落名)	庄司 (庄司)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	15.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	8.7 ha
② 田の面積	8.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-0.3 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	5.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.1 ha
(備考) 現状の経営面積+受託面積=2.9ha、10年後の経営面積+受託面積=2.6ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、以前は葉たばこや水稻、養蚕を主に農業経営を行っていた地域である。当時は専業農家、兼業農家が混在しており、現在では農業者の平均年齢は78歳を超え高齢化が進んだ。一方では後継者が会社を退職しても農業をしない、あるいは地域に戻らないケースが多く、耕作放棄の田畑となっている状況にある。また、一部であるが基盤整備を行った水田(沖田地域)では、地域外の農業者が個人との相対契約により耕作している状況にある。庄司地区の特徴として、三春と船引(田村市)にまたがり農地を所有しているが、耕作放棄地が目立っている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現状では、地域内の担い手がいないうち状況であるため、現在個人で水稻を行っている箇所も10年後には耕作放棄となる懸念がある。また、現状耕作していない耕作放棄の田畑については、草刈り等を行っているが進展がないため、現状維持で考えている。なお、一部基盤整備を行った水田(沖田地域)については、今後も地区外の農業者等との相対契約を継続することで進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
意見集約の結果、現時点では現状耕作放棄が多いことから現状維持とする。今後検討していくこととし、保留とする。また、一部基盤整備を行った水田(沖田)については、今後も地区外の農業者等との相対契約を継続する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	19.2	%	将来の目標とする集積率
			17.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
一部基盤整備をした水田(沖田地域)の担い手の育成は難しいが、今後も重要と思い継続したいことから検討して行く。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
耕作放棄の田畑が多く、また個人耕作も数年後には担い手がいない状況となるため、集団化は難しい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
今まで、農地中間管理方式の導入など、当地域での議論が無く検討されていない。 また、現段階では望んでもいない。
(3)基盤整備事業への取組
当地域の一部が基盤整備(沖田・庄司地域)されているが、それ以外は実施されていない。 現時点では担い手がいない状況であることから整備を行う話は無い。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
当地域の後継者の殆どは高齢者または地区外に住んでおり、農業をやらないことが想定されるため現状維持で考えている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現時点では、一部基盤整備をした水田(沖田地域)については地区外の農業者が耕作しているが、今後検討して行く。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 11 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
利用者	経営体A	水稻	0.07 ha	ha	水稻	0.06 ha	ha	利用者		
利用者	経営体B	水稻	0.14 ha	ha	水稻	0.12 ha	ha	利用者		
利用者	経営体C	水稻・露地野菜	1.00 ha	ha	水稻・露地野菜	1.00 ha	ha	利用者		
利用者	経営体D	露地野菜	0.11 ha	ha	露地野菜	0.00 ha	ha	利用者	24㎡	
利用者	経営体E	水稻	0.11 ha	ha	水稻	0.11 ha	ha	利用者		
利用者	経営体F	水稻	0.28 ha	ha	水稻	0.26 ha	ha	利用者		
利用者	経営体G	水稻・露地野菜	0.23 ha	ha	水稻・露地野菜	0.23 ha	ha	利用者		
利用者	経営体H	水稻	0.34 ha	ha	水稻	0.27 ha	ha	利用者		
利用者	経営体I	水稻	0.05 ha	ha	水稻	0.05 ha	ha	利用者		
利用者	経営体J	水稻	0.31 ha	ha	水稻	0.23 ha	ha	利用者		
利用者	経営体K	水稻	0.09 ha	ha	水稻	0.06 ha	ha	利用者		
利用者	経営体L	水稻	0.01 ha	ha	水稻	0.01 ha	ha	利用者		
利用者	経営体M	水稻・露地野菜	0.09 ha	ha	水稻・露地野菜	0.09 ha	ha	利用者		
利用者	経営体N	水稻	0.05 ha	ha	水稻	0.05 ha	ha	利用者		
利用者	経営体O	水稻	0.01 ha	ha	水稻	0.01 ha	ha	利用者		
計	15経営体		2.9 ha	ha		2.6 ha	ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5. 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。